

# 仕 様 書

## 1 件 名

平成30年度東京の観光公式サイト「GO TOKYO」の新規構築（英語版は移管）  
及び運営管理業務委託

## 2 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

## 3 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで

## 4 事業実施スケジュール（予定）

（1）英語版の移管・公開 平成30年8月30日

（2）全言語公開 平成30年12月20日

※ただし機能については【別紙1】「新サイト機能要件一覧」内のリリース期限欄も参照のこと

## 5 目的

財団が運営している東京の観光公式サイト「GO TOKYO」（以下「サイト」という。）では、外国人旅行者に対してニーズの高い情報を発信し、訪都意欲向上と利便促進を図るため、平成29年度に英語版サイトの新規構築を行った。

本事業では、より広い対象に対し有効な情報を発信するため、英語以外の8言語・9種類版（以下「他言語版」という。）について、英語版を元にした構築・公開を実施する。公開後の9言語・10種類版（以下「全言語版」という。）の新たなサイトにおいては、データ分析及びターゲット層のニーズにもとづく、ユーザビリティ向上のための施策と改善を継続的に実施し、さらに効果的な観光情報発信の実現を図る。

### （1）サイトのメインコンセプト

- ・東京全域を網羅する魅力的で正確な観光情報を発信すること。
- ・未訪都者に東京への関心・興味を喚起すること。
- ・リピーターが東京観光に関する情報をより広く、深く得られること。
- ・東京観光（タビマエ・タビナカ）に必要な最新の情報を効率良く入手できること。
- ・東京の観光都市としてのブランドイメージをPRすること。

### （2）メインターゲットユーザー

外国人訪都旅行者（未・初訪都者、リピーター）

### （3）構築及び情報更新のポイント

- 外国人旅行者のニーズを踏まえた情報の発信  
※財団が別途実施した「外国人旅行者のニーズ調査・分析」結果参照のこと。
- 英語：ネイティブのライティングにより、外国人旅行者の視点に立ち、伝わりやすい英語で書かれたコンテンツの作成
- 他言語：言語ごとのターゲットユーザーに適した情報の発信
- 外国人旅行者に訴求力の高いモチーフの画像の掲載
- 世界的なトレンドの今後の展開を見据えた発展的なデザインの導入
- ユーザビリティが高く欲しい情報にたどりつきやすいサイト構成
- サイトを見るだけでなく「情報」の「利用」を実現する機能の開発

## 6 対象サイト

（1）東京の観光公式サイトGO TOKYO：<http://www.gotokyo.org>

中国語簡体字版・中国語繁体字版・韓国語版・タイ語版・フランス語版・ドイツ語版・

スペイン語版・イタリア語版・日本語版・英語版

※補足※

既存（現行）の英語版サイトと他言語版サイトは運営事業者及び、システム・サーバ等が異なる。

(2) 言語及び主な業務内容

- ・構築 英語版を除く、他言語版 8 言語 9 種類
- ・移管 英語版
- ・運営 英語版を含めた、全言語版 9 言語 10 種類

7 委託内容

(1) 英語版の移管・公開業務

デザイン、機能、テキスト等、既存の英語版の内容を損ねることなく、適切にデータ移管を行い、「4（1）英語版の移管・公開」の期日までに公開すること。作業にあたっては、既存の運用事業者と適切に連携及び引継ぎ（公開されている英語版と同等の内容で公開できる状態にするための作業を全て想定。）を行うこと。

公開までの期間に、既存の英語版のコンテンツに情報修正等が発生した際は、柔軟に対応して、最新情報を掲載すること。

(2) 全言語版の構築及び公開業務

他言語版は英語版を元に新たに構築し、既存の他言語版サイトに置き換えて、「4（2）全言語公開」の期日までに公開すること。閉鎖後のサイトから一定期間リダイレクト設定を行うなど、ユーザーを新ページへ誘導すること。

① 他言語版のサイトの基本設計

i) サイト構成

【別紙 2】「新サイトマップ案」を参照の上、英語版サイトと同一または同等にすること。

ii) デザイン

・財団が別途定める「デザインガイドライン」に則り、ロゴ、画像、動画、その他サイト全般のデザインを、英語版サイトと基本的に同一とすること。それぞれの言語版において、より魅力的なサイトにするために異なるデザインとする提案のある場合は、「4（2）全言語公開」のスケジュールを踏まえた上で、財団と協議し、決定することとする。

・英語版サイトに則ったレスポンシブウェブデザインとすること。

・フォントについては、各言語の閲覧環境において文字化け等表示の不具合の発生することがなく、表示速度が速く、デザイン性においても適切なものを実装すること。フォントの使用等にあたり新たに手続きや費用が必要な場合は、受託者の責任及び本委託業務契約金額内において実施すること。

iii) 機能

本稿「8（2）機能要件」及び【別紙 1】「新サイト機能要件一覧」を参照に実装すること。各言語版において使用、または表示される言語は、原則として当該の言語であること。

② 掲載テキストの作成

【別紙 2】「新サイトマップ案」を参照の上、各言語版で作成して掲載すること。

- i) 英語版の原稿を元にして、自然な文章に翻訳すること。翻訳は原則として、各言語のネイティブ翻訳者が行うこと。アジア圏の言語は特性上の理由から、英語の元原稿を日本語に翻訳（対訳）したものをもとに作成することも可とする。  
また日本語版は、翻訳の後に日本語ユーザー向けに不要な内容を削るなど、適宜調整を行うこと。
- ii) カテゴリ名や見出し、タグ名など、サイトに掲載されている全てのナビゲーションテキストについて、英語版を元に作成して掲載すること。
- iii) 翻訳にあたっては、正確な意味の伝達に加え、公式サイトにふさわしく、東京観光の魅力を伝えるための自然な表現にする点を十分に考慮すること。また、文章量と画像のバランス、レイアウト等にも考慮して、ページを制作すること。  
特に、上項 ii) ナビゲーションテキストは、単なる翻訳ではなく、言語毎に分かりやすく訴求力の高い、最適な表現とすること。
- iv) 財団が別途定める「翻訳ガイドライン」に則ること。ガイドラインは、適宜、改訂し、各言語のサイト全体で表現・表記の統一を図ること。  
なお、英語原稿から日本語原稿を作成する場合の日本語翻訳ガイドラインも作成すること。
- v) 機械翻訳は不可とする。
- vi) 翻訳した原稿は、当該原稿の翻訳者とは別の者がクロスチェックを行うこと。  
また、ネイティブ又は日本語と当該言語のバイリンガル能力を有する者が、サイトに原稿を掲載した後のレイアウトを確認し、文字化け、レイアウト崩れ、不適切な改行位置等の不具合があれば、修正すること。
- vii) フランス語はフランス、ドイツ語はドイツ、スペイン語はスペイン、イタリア語はイタリアで使用されるものを想定する。
- viii) タイ語版サイトは、タイ語独特の字体や単語の改行を考慮する必要があるため、品質確保の提案を行い、実施すること。  
(タイ語の考慮事項例)
  - ・フォントによって母音の位置が変わってしまい、適切に読めない。
  - ・単語の途中で改行すると、全く別の意味になってしまう。 など
- ix) 前項 i) ～viii) の内容について問題があると財団が判断した場合は、再翻訳の指示や、翻訳者又はチェッカーの変更を指示することがある。

### ③ 既存の他言語版サイトからの移管及び情報構築 ※一部英語版ページ含む

既存の他言語版サイト運営事業者のサーバ内のみ維持されているコンテンツ（一部の英語版ページを含む）について、掲載情報を移管及び構築すること。詳細は【別紙2】「新サイトマップ」内の「構築（英語版は移管）時の留意点について」を参照すること。

- i) 当該箇所に係る留意事項  
ページ構成・掲載テキスト・画像等は、既存サイトの内容を元に制作すること。  
ただし、掲載テキストは、新サイト全体で統一感が持てるよう、各言語版においてネイティブチェックを実施すること。また、デザインは新サイトのトーン&マナーに合わせて調整すること。
- ii) 「東京舟めぐり」ページについて  
機能は既存の他言語版サイトと同等のものを搭載すること。  
以下の掲載情報は、各事業者に対して内容の確認調査を実施し、必要に応じて修正・更新作業を行った上で移管すること。
  - ・「コース検索」ページ掲載のコース情報

・「舟運事業者一覧」 ページ掲載のリンク先 URL 及び事業者名

#### ④ バナー広告の設置

- i) スポンサーの広告を掲出するスペースを、英語版を元に、他言語版に設置すること。
- ii) 複数社の広告がローテーションで表示されるシステムを作成すること。
- iii) 各広告の掲出開始日と終了日について、午前0時を基準として変更が可能となるよう設定すること。
- iv) 各広告に対するユーザーのクリック数がカウントできるシステムを構築すること。構築したシステムは定期的にメンテナンスを行い、セキュリティ面など問題のないシステムとして維持すること。

#### ⑤ 言語版ごとの表示コンテンツの出し分け

言語版ごとに想定されるユーザーの文化背景や嗜好の違いを考慮し、ユーザーエクスペリエンスの最適化を図るため、表示するコンテンツの出し分けを行うこと。

詳細は事前に財団と協議の上で決定すること。また、実施にあたっては、公開後の運用の効率化も考慮すること。

##### i) 対象

【別紙2】「新サイトマップ案」の『HOME』ページ  
他にも適したページがあれば、適宜提案すること。

##### ii) 内容

対象ページ内コンテンツ表示順の変更、使用画像の変更、関連ページとして掲出しているリンク先の変更など。

##### iii) 調査結果の取込み

出し分けの方針検討にあたっては、平成29年度に財団が実施した「平成29年度東京の観光公式サイト「GO TOKYO」に関する外国人旅行者のニーズ調査・分析等業務委託」による結果データと、Google Analytics 等によるサイト解析データを参照すること。

#### ⑥ 中国語簡体字版における対策

グレートファイヤーウォールの影響等により、特殊な環境下にある中国本土の閲覧環境改善のための対策として、中国本土のアクセス数を上げるための提案をすること。既存の簡体字版サイトで平成30年10月末まで運用しているミラーサーバ (<http://www.gotokyo-cn.com>) の活用も可とする。その場合、契約の引き継ぎや管理等の一切を、受託者の責任及び本委託業務契約金額内において実施すること。

#### ⑦ 関連事業者との連携及び引継ぎ

本事業の推進にあたり、英語版運営事業者、他言語版運営事業者をはじめとする関連事業者と、それぞれ適切に連携及び引継ぎ（公開されている英語版と同等の内容で公開できる状態にするための作業を全て想定。）を行うこと。

本事業の開始からサイト公開までの期間に、既存サイトのコンテンツに情報修正等が発生した場合は、柔軟に対応して、最新の情報の掲載を担保すること。

### (3) サイトコンテンツの管理・更新業務

「4 (1) 英語版の移管」完了後より、【別紙2】「新サイトマップ案」に記載の条件に順じて、掲

載内容の追加及び更新を行うこと。また、同案に記載のない下層のコンテンツについても、情報の変更が無いが定期的に確認し、掲載内容の更新作業を行い、最新情報を掲載すること。

以下、特に言語版の指定がなければ、全言語版を対象とする。内容については、事前に財団と協議の上確定すること。

## ① 更新内容（追加・変更・削除）

### i) New&Trending について

- ・週に1回、東京の観光に関する最新情報や旬なトピックスを選定し、読み物記事を作成してサイトに公開すること。
- ・HOMEのNew&Nowの大画像及びNew&Trending トップページのメイン画像は、既存の英語版のためにすでに作成済みのGIF画像4点を、定期的に切り替えて表示すること。
- ・New&Trending トップページのメイン画像（GIF画像）は、最新情報のイメージに適した内容となるように年に1回、新たに1~4点程度作成すること。

### ii) Tokyo Event Calendar について

- ・各イベント情報の開催期間・内容を随時確認し、更新を行うこと。更新にあたっては、イベントの魅力、内容を伝えるために適した最新の画像を入手して掲載すること。
- ・美術館・博物館の展覧会情報については、月に1回、展覧会情報のPDF版のページを作成すること。また、月に50件程度の末端ページ（詳細ページ）が常に掲載されているように新規作成を行うこと

※PDF版参照：[http://www.gotokyo.org/jp/event/documents/jp\\_schedule2018\\_04.pdf](http://www.gotokyo.org/jp/event/documents/jp_schedule2018_04.pdf)

- ・各施設・主催者に対して掲載許可を申請する際は、デジタルサイネージをはじめとして、財団の認める他媒体への掲載許可も併せて申請すること。各情報掲載の許諾状況を適切に管理し、財団に報告すること。

### iii) 自由提案コンテンツについて

サイトの目的・コンセプト等に合致し、さらに効果的な情報発信が期待できる新規コンテンツ案を全言語版共通で1案以上企画し、制作・公開すること。

### iv) その他コンテンツについて

【別紙2】「新サイトマップ案」内「コンテンツの新規追加について」及び「コンテンツの更新について」に記載の内容を実施すること。

### v) 注意点

文字化け及びレイアウト崩れ、リンク切れなどの不具合を適宜チェックし修正すること。

- i) からiv) までの実施に当たっては、企画内容、対象言語、デザイン処理、ユーザビリティなどについて事前に財団と十分協議すること。コンテンツ作成のために必要とする素材は、全て受託者の責任及び費用負担により収集すること。

## ② 外国人旅行者のニーズを踏まえたコンテンツ制作について

「7(3) サイトコンテンツの管理・更新業務」に係るテキストは全て、以下の項目を踏まえて、外国人旅行者の視点に立ち、伝わりやすい英語で書かれた原稿を元に作成すること。詳細は財団が別途定める「ライティングガイドライン」に則り、サイト全体でライティングトーンを整えること。ガイドラインは必要に応じて改訂すること。

### i) アメリカ英語の使用

原則としてアメリカ英語でライティングすること。

### ii) 内容

外国人旅行者の視点から「行って何ができるか、楽しめるか、見ることができるか」を重視

したコンテンツを制作すること。

iii) ネイティブライターの起用

英語ネイティブで、観光情報又は類似するテーマのライティング実績を有するライターを起用すること。ライターは、ライティング経験2～3年以上又は同等のライティングスキルを有すること。

iv) ライティングの編集

英語ネイティブ又は同等の語学力があり、英語媒体の編集経験3年以上又は同等の編集能力を有する者が編集を行い、原稿の内容、表現の統一を図ること。観光情報又は類似するテーマのWebサイトの編集経験があること。

v) 校閲・校正／レイアウトチェック

作成した原稿について、英語と当該言語のバイリンガル能力を有する者（当該原稿のライターとは異なる者）が、校閲・校正を行うこと。

さらに、サイトに原稿を掲載した後のレイアウトを確認し、文字化け、レイアウト崩れ、不適切な改行位置等の不具合があれば、修正すること。

vi) 文章量と画像のバランス

コンテンツの作成、レイアウトにあたっては、魅力的な観光情報を効果的に伝えるために適した文章量と画像のバランスを考慮して、ページを制作すること。

③ 地図の設置

前項の①における掲載情報の作成にあたっては、観光スポット情報の末端ページをはじめ、必要に応じて地図を各ページに設置すること。設置に際しては、地図上に当該スポットの位置を示すマーカーを設置し、最大尺度まで拡大して正確な配置であることを確認すること。

④ 掲載許可申請について

テキスト、画像を含む全ての情報の掲載許可申請を各施設・イベント主催者等に対して、以下の項目を踏まえた上で、日本語の原稿を用いて行うこと。掲載のために必要な交渉、修正等は受託者が丁寧に対応すること。

- i) 東京都と財団が屋内・外に設置するデジタルサイネージをはじめとして、財団が認める他媒体への掲載を含む許可申請を行うこと。
- ii) 掲載許可は、原則として書面で得ること。
- iii) 許諾状況の管理と報告を適宜行うこと。報告に際して、申請先担当者情報を含む管理表をExcelデータ等で作成し、財団に提出すること。

⑤ 外国人訪都旅行者に訴求力の高い画像の掲載について

「7（3）サイトコンテンツの管理・更新業務」のコンテンツ制作にあたっては、以下の項目を踏まえて、観光スポットの魅力を外国人訪都旅行者に効果的にアピールできる訴求力の高い写真を新たに撮影・掲載すること。

- i) 全体  
外国人訪都旅行者に訴求力の高いモチーフを選定し、各観光スポット・イベント等に「行ってみたい」と思わせる内容とすること。
- ii) カメラマンについて  
風景や建築物等を対象とした観光写真の撮影について、専門分野として経験のあるカメラマンが撮影すること。

iii) 掲載画像の撮り下ろしについて

掲載する写真は原則として全て、新たに撮影すること。

ただし、限定された時期にしか撮影できないモチーフの写真や、施設から掲載する写真素材の指定のある場合には、財団と協議の上、対応を決定すること。

財団の承認を得て、提供・手配写真を使用する場合には、撮影写真と同じレベルのクオリティ（観光スポットの魅力を伝えるために適切なモチーフ、解像度等）を保つこと。

iv) 掲載方法

画面をスムーズに表示、閲覧できるデータサイズに整えること。

※東京都と財団が屋内・外に設置しているデジタルサイネージにも表示するため、できるだけ解像度が高いことが望ましい。

v) 画像の掲載・使用許可について

「7（3）④ 掲載許可申請について」記載のとおり、サイトとあわせて前項に記載のあるデジタルサイネージにも表示することを含む掲載・使用許可を得ること。

## ⑥ バナー広告の運用について

「7（2）④ バナー広告の設置」で設置したバナー広告の運用を行うこと。

i) バナーの差替え及び新規掲載、掲載の終了等には必要に応じて対応すること。また、それぞれの作業を慎重に実施し、各広告の設定を正確に行うこと。

ii) アクセス報告について

以下の項目毎にクリック数等を計測し、毎月5営業日までに報告すること。

- ・バナー毎のクリック数及び広告掲載ページのPV数
- ・バナー毎のImpression数・CTR（クリック率）

## (4) 戦略的なサイト運用・改善業務

サイト構築時及び公開後、全言語版のサイト運用にあたって、定期的にサイトの改善及び充実を図る措置を講じること。特に、サイトデータ分析等により、コンテンツの表示方法や内容を検討するなど、アクセス及びユーザビリティ向上のための戦略的な施策を行い、リニューアル公開前のサイトと同等またはそれ以上のアクセスを維持できるように努めること。

「7（1）英語版の移管・公開業務」の段階においても、事前の分析等により必要な場合は、適切な対応をすること。

### ① SEO対策

サイト構築にあたって、公開後のアクセス数向上のためのSEO対策の提案・実装を行うこと。コンテンツ制作に際しても、SEO対策のためのキーワードを考慮して行うこと。

### ② アクセス解析

Google Analytics を利用して、以下の項目毎に、アクセス解析を行うための設定をすること。以下の項目を含むアクセス数等を、サイト全体と言語別に毎月5営業日までに報告すること。

i) ログ総計

（ページビュー（以下「PV」という。）、セッション数、ユーザー数、新規セッション率等）

ii) トップページPV

iii) PV上位20（アクセス数の多いページランキング）

iv) 地域別の訪問者数

- v) ダウンロード資料のダウンロード数
- vi) デバイス別アクセス割合
- vii) その他、計測することで効果的にサイトのアクセス状況を把握できる数値を提案すること。

### ③ サイト改善に係る企画

公開3カ月後を目途に、アクセス状況及び対象ユーザーのニーズ等を分析した上で、サイト改善を図ること。

- i) 「7 (2) ⑤ 言語版ごとの表示コンテンツの出し分け」の結果分析及び改善を行うこと。
- ii) 「7 (3) ① 更新内容」とは別に、ユーザーニーズに即した新規記事又はコンテンツを作成し、公開すること。
- iii) 最適な表示速度を維持するために、必要な改善を行うこと。

## (5) システム・サーバ等の運用・保守管理

以下に記載の内容及び次項「8 システム開発・導入要件」及び「9 システム運用保守要件」に記載の要件にもとづいて、システム・サーバ等の運用管理を行うこと。

- ① 個人情報を取り扱うページについては、SSLを設置すること。
- ② 【別紙3】「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」の内容を順守すること。
- ③ 既存サイトのドメイン (gotokyo.org、gotokyo-cn.com) を現状の管理業者から引き継ぎ、ドメイン及びDNSの管理運用を行うこと。
- ④ 契約満了又は契約解除に伴い、財団が新たに契約する同業務の受託事業者への円滑な業務移行が可能になるように、汎用性のあるシステムを構築するとともに、権利関係や特殊費用の発生等が生じないようにしておくこと。

## 8 システム開発・導入要件

### (1) 作業範囲

- ① 基本設計～詳細設計
- ② システム構築
- ③ ソフトウェアの調達、開発
- ④ 開発・運用期間中のライセンス契約
- ⑤ ハードウェアの調達、設置及び調整
- ⑥ 新設ハードウェアへのソフトウェア導入調整
- ⑦ 導入システム (次項 (4) に記載の CMS を含む) の指導助言
- ⑧ 運用支援
- ⑨ 関連ドキュメントの作成 (管理・運用マニュアル等の作成)
- ⑩ その他、関連する付帯作業

### (2) 機能要件

【別紙1】「新サイト機能要件一覧」の一覧をもとに、ユーザビリティの高いサイトを構築するために設置すべき機能について、導入するシステムを含む具体的な内容を提案すること。

既存の英語版サイトに導入の機能は同一又は同等のものを設置すること。未導入のものは、他言語版サイトも参照に、サイト・ページ構成を検討した上で、ユーザーの情報活用を促進できる具体的な機能の内容・設置方法を提案すること。

財団と協議の上、内容を決定し、開発・設置・運用管理を行うこと。

- i) 「既存英語版サイト導入状況」に記載の「トラベルディレクトリ機能」については、同等の、サイト内の各種コンテンツを統一操作環境で閲覧・検索できる機能を導入することが望ましい。具体的な内容は財団と協議の上、決定すること。
- ii) No. 14 SNS 連携機能②(Instagram API)について
  - ・平成 29 年度の英語版構築時に導入した CHUTE を引き続き使用して、各コンテンツページを充実させるために適した画像を収集し、掲載すること。活用方法の詳細は、受託者による提案のもと、財団と事前に協議の上決定すること。
  - ・契約は、既存の英語版構築事業者が平成 30 年 4 月から一年単位で実施した。当該事業者より契約を円滑に引き継ぎ、運用をできるようにすること。

### (3) 関連メディアとの情報連携

財団の指定する各媒体との情報連携に必要な作業・データ管理を各事業者と協力・連携して行うこと。想定される事業は以下のとおり。

#### ① 屋内／屋外型デジタルサイネージ

末端ページの情報（展覧会情報を含むイベント、観光スポット等）を毎日、デジタルサイネージに同期するために、外部連携用 XML ファイル出力及び画像等ファイル出力機能などを利用して同期を実現すること。財団が別途指定するデジタルサイネージの運用事業者と協力・連携して、同期するためのデータを正しくデジタルサイネージで表示するために必要な対応・措置をとること。

#### ② E-mail Newsletter “Tokyo Now”

財団が別途指定する事業者が毎月作成し、サイトの観光事業者・メディア向けページに掲載している「E-mail Newsletter “Tokyo Now”」の掲載にあたり、当該事業者からの要請に応じて協力・連携して必要な対応・措置をとること。

#### ③ デジタルパンフレットギャラリー

<http://www.gotokyo.org/book/>ディレクトリのコンテンツ「デジタルパンフレットギャラリー」は、本委託業務の範囲外であり、その接続等に係る設定等は、財団が別途指定する事業者が契約を締結するものとする。ただし、<http://www.gotokyo.org/book/>に閲覧者がアクセスした際に「デジタルパンフレットギャラリー」の当該事業者が管理するサーバ上のコンテンツが表示されるようにすること。

### (4) コンテンツの編集管理機能 (CMS) について

コンテンツの編集管理は、以下の項目を踏まえて、CMS を設定して行うこと。

#### ① CMS の選定について

- ・商用 CMS を使用することが望ましいが、商用 CMS と同等以上の高いセキュリティレベルを確保できる場合は、オープンソースの CMS を採用してもよいこととする。ただし、その場合でも WordPress、Movable type の使用は不可とする。
- ・CMS の選定とセキュリティ対策の方法については、事前に財団の承認を得ること。
- ・選定した CMS の安全で安定した運用と高いセキュリティレベルを維持するために、必要な対応を適宜行うこと。障害発生時には、本件受託者が責任をもって対応し、安定した運用ができる状態に復旧すること。

- ② 前項「8 (3) 関連メディアとの情報連携」に記載のとおり、財団担当者及び財団が別途指定する関連事業者が、情報の更新やニュースレター等を掲載するために、直接更新できる Web ベースのシステムとすること。特に、緊急時の「お知らせ」表示については、財団担当者が速やかに登録できるように必ず設定すること。

- ・ ID/PW の発行・管理、作業可能領域の設定

更新担当者にコンテンツ編集用のユーザーID・パスワードを割り当て、発行すること。  
件数は10件程度の想定。

- ・更新担当者毎の作業可能領域を設定できるシステムとすること。
- ・更新担当者が各ページの更新作業を行った際に、自動的にシステムからのメール通知を財団の担当者宛てに送信し、更新情報を共有できるようにすること。
- ・更新担当者を簡単な操作で追加・変更・削除できるようにすること。
- ・財団担当者にコンテンツ編集管理及び公開承認用のユーザーID・パスワードを割り当てることとし、コンテンツの承認・修正・公開・削除等のワークフロー管理が可能となるようにすること。
- ・コンテンツの公開日、公開終了日の指定を可能とすること。
- ・URL のリンク切れのチェックを可能とすること。
- ・HTML を意識することなく、一般的なオフィスソフトに近い操作性により、初めて使用する担当者でもスムーズにコンテンツの更新作業が行えるシステムにすること。  
既に登録したデータを読み出して、変更、削除、再利用等ができるようにし、コンテンツ登録の効率化のための工夫を行うこと。
- ・データ入力時に文字制限を超える等の誤入力があった場合は、エラー内容を表示するなど、データ入力作業を容易なものにすること。
- ・写真や画像を登録するときには、代替テキストの入力を必須として要求するなど、アクセシビリティに配慮したコンテンツ作成を支援するための工夫を行うこと。ただし、音声読み上げ機能の導入にあたって、画像を装飾とみなして読み上げない場合、代替テキストの入力は行わないものとする。
- ・コンテンツ内に含まれる機種依存文字や半角カタカナの使用チェック及びアクセシビリティチェックをコンテンツ作成時に行い、修正が必要な場合は、HTML に関する知識を必要とすることなく、適切に修正できるような校正または自動変換機能等を有すること。
- ・作成した Web ページを公開する前に、ブラウザ上で公開イメージを確認できること。
- ・全文検索が可能であること。
- ・CMS で補えないコンテンツ更新について、その更新方法を提案すること。

③ まちなびコンテンツの編集管理機能 (CMS) (対象言語ページ：日)

- ・前項②と同様の編集管理機能 (CMS) を構築し、東京都内の区市町村及び観光協会の担当者がイベント情報を入力・更新できるようにすること。
- ・更新担当者にコンテンツ編集用のユーザーID・パスワードを割り当て、発行すること。  
ID の数は区市町村及び観光協会それぞれにおいて 60～100 程度とする。なお、更新担当者毎の作業可能領域を設定できるシステムとすること。
- ・当該担当者に向けた、まちなびコンテンツの編集管理マニュアルを作成すること。Web サイトの専門知識が無くても分かりやすく、見やすい内容にすること。
- ・イベントの表示は財団から配信するイベントとは区分して表示され、月毎に一覧表示すること。

## (5) 技術要件

システム基盤 (OS、ミドルウェア)

項目	要件	備考
OS	Linux サーバ、Windows サーバ又は同等以上の性能を有するもの	※セキュリティを考慮し、有償の OS を使用すること。

開発言語	開発言語・支援ツールは国際標準もしくは事実上の業界標準のものを採用すること。	
データベース	フリーソフトウェアの使用も可とするが、安定した維持管理が可能であること。	※十分なセキュリティ対策を施すこと。
ウィルス対策ソフト	全てのサーバに対してウィルス対策ソフトをインストールすること。	※有償のソフトを使用すること。

#### (6) データセンター要件

サーバを設置するデータセンターは、24時間有人監視、監視カメラによる監視、耐震、対火災設備、停電時の自家発電等を有するものとし、安定した稼働が行える環境であること。

#### (7) システム稼働環境要件（サーバ設置環境）

本件に係るシステムの稼働基盤となるサーバ機器等の導入・整備を、以下に記載の内容にもとづいて行うこと。

- ① インターネット回線は、共有1Gbps（100Mbps帯域保障）以上又は同等とすること。
- ② ハウジングによる物理サーバを基本とするが、クラウドサーバでも同等以上の性能及びセキュリティレベルの維持が可能であれば、財団の承認を得た上で使用してもよいこととする。
- ③ 以下に記載のあるスペック又は同等以上とすること。RAIDを前提としてミラーリングやホットスペア等により、冗長性を考慮した構成にすること。  
また、運用上パフォーマンスが低下した場合は、費用内で拡張すること。

項目	要件
CPU	Xeon E5-2620 v4 2.10GHz 1P/8C 相当以上
メモリ	32GB以上
HDD	SAS 1TB以上（RAID構成）

- ④ サーバの性能について、既存サイトと同等以上のインターネットを経由したアクセスを想定した可用性を確保すること。
- ⑤ ファイアウォールを設置し、不正なアクセスを遮断すること。また、最新のセキュリティ対策（IPS、WAF、改ざん検知等）を導入し、万全なセキュリティ対策を取ること。
- ⑥ サーバ及びファイアウォールなどの機器については、故障した際、迅速に復旧ができるように代替機器を用意しておくこと。
- ⑦ 公開サーバ及びCMSサーバへの通信は、SSL暗号化通信により行うこと。
- ⑧ コンテンツの更新・公開のためのアクセスは、本件受託者と財団担当者及び財団が指定する者からのみ可能にすること。
- ⑨ バックアップ装置は、過去1ヶ月のデータ保持が可能であり、システムを停止することなく23：00～翌6：00までにバックアップの取得を完了する性能を有すること。
- ⑩ 機器の追加や変更が容易なシステム構造とすること。
- ⑪ 今後のシステム拡張時に、最小限の費用で対応できるような拡張性を確保すること。

#### (8) システム稼働環境要件（ソフトウェア環境）

- ① ミドルウェア、リレーショナルデータベース管理システム、ウィルス対策ソフト等、本件に係るシステム導入に当たって、必要となるソフトウェアについては、受託者の負担において全て用意すること。
- ② 使用するソフトウェアについては、できるだけ汎用的なものを使用すること。
- ③ ソフトウェア使用の構成については、将来性、拡張性、移植性を考慮し、少なくとも5年間の運用に対応できる仕様とすること。また、将来において、拡張が必要になった場合に、別の業者においても変更が可能なものとする。

## (9) システム利用環境要件

### ① システム管理者利用環境

システムの管理者（受託者及び財団担当者、財団が指定する事業者）側利用環境として、以下の環境で稼動すること。

項目	要件
OS	Windows10 以降
Web ブラウザ	Internet Explorer 11 以降を含め、以下に記載のあるうち2つ以上の環境で利用可能であることが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"><li>• Edge 最新バージョン</li><li>• Chrome 最新バージョン</li><li>• Firefox 最新バージョン</li><li>• Safari7 以上</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>• 基本的に Web ブラウザのみで利用できること</li><li>• できるだけ事前に特別なアプリケーションをインストールする必要がないこと。</li><li>• Java 実行環境（JRE）や一般的に公開されている各種プラグイン等のインストールが必要な場合は、マニュアルに設定方法も記載すること。</li><li>• 端末設定を、支障なく利用するために変更する必要がある場合は、その変更により当該端末のその他のシステムに悪影響を及ぼさないよう配慮すること。</li><li>• 今後の端末調達において、ハードウェアや OS 等のソフトウェアの仕様が変わる可能性があるため、その変化に対応できるよう考慮しておくこと。</li><li>• 更新環境によっては、東京都情報セキュリティクラウド経由で更新するため、東京都情報セキュリティクラウドに対応すること。東京都と協議が必要な場合なども受託者側で対応すること。</li></ul>

### ② 閲覧者環境

閲覧者環境として、一般的なブラウザで正常に動作すること。

想定しているブラウザは以下に記載のとおりである。今後導入されていく OS やブラウザにも適宜対応し、以下の一覧の内容も更新すること。

項目	要件
PC 環境	<ul style="list-style-type: none"><li>• Internet Explorer 11 以上</li><li>• Edge 最新バージョン</li><li>• Chrome 最新バージョン</li><li>• Firefox 最新バージョン</li><li>• Safari 最新バージョン</li></ul>
スマートフォンの環境	<ul style="list-style-type: none"><li>• iPhone iOS9 以上の標準的なブラウザ（Safari）</li><li>• Android 4.4 以上の標準的なブラウザ（標準ブラウザ、Chrome）</li></ul>

## 9 システム運用保守要件

以下に記載のとおり、システムの運用・保守管理を行うこと。

### (1) 運用要件

- 24 時間 365 日の連続運用を前提とし、安定的に稼動すること。計画停止及び予定外の停止時間は、基準値を設定すること。

- ・ 対障害性などを十分考慮すること。
  - ・ 重要な機器については、停電の際などの予備電源や落雷時等の過電流保護対策などを十分に考慮すること。
- (2) 運用範囲
- ・ システム（パッケージ等）の定期的なプログラム修正（操作性の改善や軽微な修正等）を財団の追加費用なしに行うこと。
  - ・ システム利用状況の定期報告、システム予防保守（メンテナンス、セキュリティパッチの適用等含む）、障害対応等は受託者が行うこと。
- (3) 運用管理体制
- ・ 本システムの契約期間を通じた運用管理体制のイメージを示すこと。通常時及び障害時の連絡体制を記載すること。障害発生時は 24 時間受付可能な体制とすること。
- (4) データ管理
- ・ 原則、毎日データのバックアップ作業を行い、障害が発生した場合は、少なくとも、前日データバックアップ時点までのデータを回復すること。なお、バックアップ形式運用については、別途財団と協議すること。
  - ・ バックアップメディアを適切に管理すること。
- (5) 構成管理
- ・ 設備・回線・機器・ソフトウェア等物理的構成についてのシステム構成管理を行うことにより、利用者数の増減、アプリケーションの変更等の仕様環境変化に対応すること。
- (6) システム監視管理
- ・ ネットワーク機器の稼働監視を行うこと。
  - ・ サーバの稼働監視及び負荷監視（CPU、ディスク）、プロセス監視やログ監視などを行うこと。
  - ・ その他侵入検知や改ざん検知などの対策も行うこと。
- (7) 保守管理
- ・ 契約期間中をとおしてシステムの安定的運用を図るための定期保守を毎月実施すること。
  - ・ セキュリティパッチの適用については、毎月定期保守時に実施すること。ただし、緊急性の高いセキュリティパッチについては、財団と協議の上、迅速に適用を行うこと。
- (8) 障害管理
- ・ 障害対応マニュアルを定め運用すること。

## 10 納入物件

- (1) ウェブサイトの運用管理に必要な全ての情報をまとめた書面を作成し、提出すること。
- ・ 提出期限：平成30年12月20日
  - ・ 内容：サイト設計書、システム仕様設計書、CMS更新マニュアル、まちナビコンテンツの編集管理マニュアルデータベース構成図及び機器、セキュリティ対策等
- (2) ウェブサイトデータ
- 契約満了又は解除に伴い、ウェブサイトのデータをDVD-ROM等で提出すること。

## 11 支払

本委託にかかる支払は、契約金額の範囲内において履行と執行額の確認後に、原則として、第1四半期から第3四半期までの分と、第4四半期分の2回に分けて、受託者からの請求にもとづいて行う。

## 12 著作権

- (1) 本委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本委託にかかる著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）

は、財団に帰属するものとする。

- (3) 本委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本委託に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 本委託において受託者は再委託先に対して全ての成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）の譲渡を事前に受けるものとする。また、再委託先が成果物の著作権者人格権を行使しない旨を書面にて確認すること。
- (5) 本委託において使用する映像、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合に第三者との間で発生した著作権、その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (6) 本委託において、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- (7) 本件に使用する映像、写真、原稿（翻訳済みの原稿を含む。）については、事前の受託者からの承諾なしに、別途財団や東京都が発行する観光振興に係る印刷物等や、財団や東京都が行う観光振興に係る事業活動において使用することがある。
- (8) (1) から (7) までの規定は、「1 3 その他 (6)」により、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (9) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

### 1 3 その他

- (1) 運用に当たっては【別紙 4】「[改訂版] 東京都公式ホームページ作成に係る統一基準」を参照の上、観光サイトにおいても必要な項目については同基準に準じること。準拠しない範囲については、事前に財団の承認を得ること。
- (2) コンテンツの企画・作成・更新に関しては、事前に財団の承認を得ること。諸外国との関係に配慮し、公序良俗に反することのない内容とすること。
- (3) 侵害時の対応は以下のとおりとする。
  - ① 緊急時対応体制の整備  
情報セキュリティに関する事故や情報資産に対する侵害が発生した場合は、別に定める緊急体制に従って対応すること。
  - ② 緊急時対応体制の内容  
別に定める緊急体制に従い、連絡を行うと同時に、迅速に適切な対処を施すこと。
  - ③ 緊急時対応体制の見直し  
契約開始後及び担当者の変更等、見直しが必要な要件が発生した場合は、緊急体制の見直しを行うこと。
- (4) 財団からの情報セキュリティに関する調査等の求めに応じて、以下のとおり対応すること。
  - ① 調査依頼への協力  
財団から依頼する情報セキュリティに関する調査依頼に対して全面的協力すること。
  - ② 調査実施後の指摘事項の対応  
指摘事項のあった場合は、その重要度に応じて、優先順位の指定のある場合はそれに従い、対応方法を検討し、必要な措置をとること。
- (5) 契約の履行について不明な点がある場合は、事前に財団と協議し、これを確定すること。本契約の内容及び履行に際して知り得た秘密（【別紙 5】「個人情報に関する特記事項」及び【別紙 3】「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を含む。）は、契約期間中はもとより契約期間終了後も第三者に漏らしてはならない。事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに財団に連絡すること。
- (6) 受託者は、業務内容の一部を再委託する場合には事前に財団と協議しなければならない。
- (7) 受託者の制作体制において、ライター、チェッカー、カメラマンなど専門的な業務に携わるスタッフに問題があると財団が判断した場合は、再度の校閲・校正、担当者の変更を指示すること

がある。

- (8) 契約満了もしくは契約解除に伴って発生する新規受託業者への業務引継ぎに関しては、契約期間中の業務履行に支障をきたさないことに留意するとともに、新規受託業者の業務履行に問題が発生しないよう十分な対応を行うこと。
- (9) 契約金額には「13その他(8)」に関する費用が含まれるものとする。
- (10) 財団が必要であると認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- (11) 契約の履行について不明な点がある場合は、事前に財団と協議し、これを確定すること。

#### 14 契約更改について

本委託業務に係る契約は、受託者が良好な履行を行ったと財団が判断する場合、最長1年を単位として、最大2回の更改ができるものとする。

更改を検討するに当たり、必要な業務報告書を財団の指示に従い、提出すること。

更改後の業務内容・規模については、本委託業務に係る契約期間内に別途提示する。

以 上

**【担当者】**

公益財団法人東京観光財団  
総務部観光情報課 北澤、篠原  
電 話：03-5579-2681  
F A X：03-5579-8785